

住民の福祉

ここでいう「福祉」とは、いったいどういう意味なのでしょう。地方自治法には意味が直接書かれていないため表現の仕方はさまざまですが、おおむね次のとおりと理解されています。

【福祉の意味】

心身ともに健康で、安心して、自分らしく暮らすことができるよう、社会全体で支えること。



児童福祉や、高齢者福祉など分野的、制度的な意味での「福祉」よりも意味が広いたま～

Well-being（ウェルビーイング）

この言葉を聞いたことがあるでしょうか。WHO（世界保健機関）では、50年以上前からこの考え方に着目して取り組みが進められてきました。

SDGs（持続可能な開発目標）という国際連合が定めた世界共通の具体的な目標を実現するための中心的理念にも据えられています。また、日本政府としても、各種計画や指標づくりの中で重視されるべき考え方として取り入れられています。

【ウェルビーイングの意味】

身体的にも、精神的にも、社会的にもできるだけ良いとされる状態のこと。

まとめ 第3次総合計画で大切にしたい考え方

「福祉」と「ウェルビーイング」は、端的に表現すれば住民の皆様の『幸せ』につながりますが『幸せ』のかたちは人それぞれです。その多様な『幸せ』のかたちを追求できるような土台作りが「まちづくり」であり、その設計図が総合計画だと捉えています。

この総合計画の策定を義務付ける「町の憲法」といわれる「安平町まちづくり基本条例」には、次のような目的が明記されています。

【安平町まちづくり基本条例第1条】

この条例は、安平町におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町及び職員の責務並びに町政運営の基本的事項を定めることにより、町民自ら考え行動する町民自治の実現を目的とします。

第3次総合計画は、多様な価値観を持つ町民の皆さんが求めるさまざまな形の「幸せ」を実現し、安平町で安心、安全に暮らせることを目指すための計画です。

【総合計画に関するご意見】

随時、受け付けています。インターネットからも受け付けていますので、ぜひご活用ください。右記二次元コードからもアクセスできます。

インターネット受付先：<https://www.harp.lg.jp/kyFPjdtc>

郵送先：〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場政策推進課 宛

FAX送付先：FAX 22026



総合計画に関する問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 22751